

品川区いじめ防止対策推進基本方針の改訂について

背景

令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）」が改訂され、いじめの重大事態発生時の対応、重大事態調査の目的や進め方等が明確化されたことに加え、特に学校および教育委員会における「平時からの備え」および「いじめにおける基本的姿勢」も明記されることとなり、本ガイドラインの内容の見直しおよび充実が図られました。

⇒ 今回の改訂を受け、法、国の基本方針、本ガイドライン等の趣旨・内容を十分に踏まえ、これまで以上にいじめの防止等に係る基本的な方針を効果的に運用するため、区におけるいじめの防止等に係る基本的な事項および具体的な取組を示すとともに、重大事態調査の円滑かつ適切な実施と、児童等および保護者への寄り添った対応を促します。

基本的姿勢

【第1章】基本的な事項

- いじめ防止等に向けた「基本理念」、「関係主体の責務・役割」、「いじめの禁止等」、「いじめの根絶」について、条例等の内容を示し分かりやすくしました。
- いじめについて共通理解をより一層図るため、「いじめの定義」のみならず、いじめの構造や深刻化する要因等をコラムで示しました。

平時からの備え

【第2章】いじめへの取組

- 区全体で未然防止、早期発見、早期対応の3つの柱で、いじめ防止等に取り組む姿勢・具体的な内容を示しました。
- 学校ではいじめが起きにくい学校風土の醸成を目指し未然防止を強化、区教育委員会では各種調査および教員研修の充実による早期発見・早期対応の強化、区長部局では早期対応の相談体制を強化しました。

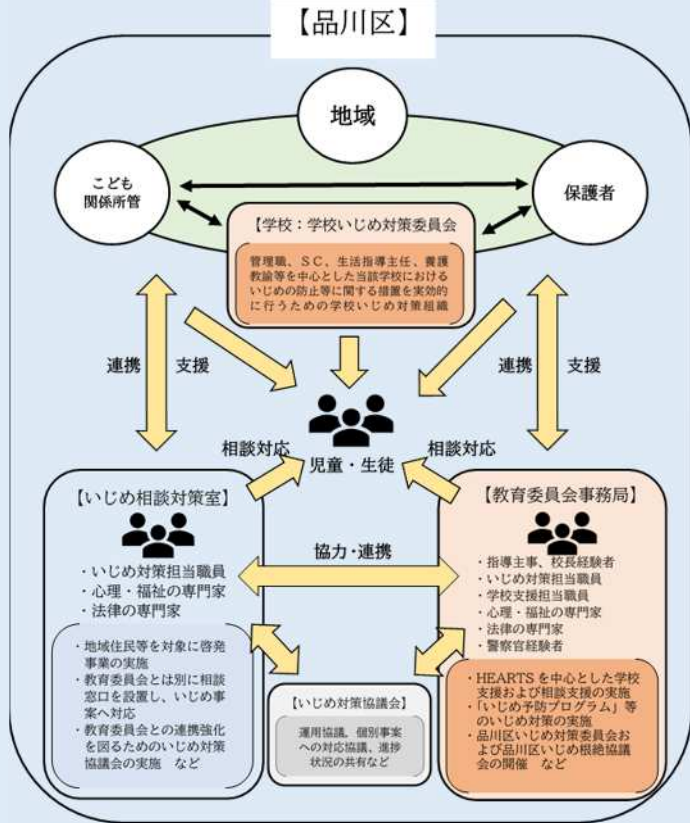
重大事態調査の明確化

【第3章】重大事態への対処

- 「重大事態の調査」および「重大事態の再調査」の項目を追記しました。
- 「重大事態の調査」の項目では、調査の目的や調査の進め方について児童等および保護者に対し説明する旨を明記しました。また、再発防止に向けて「調査結果を踏まえた対応」、「重大事態調査の検証」を明記しました。

【第4章】参考

- 「いじめの認知およびいじめ重大事態の認定フロー」について、いじめの定義の4要件でいじめの認知のチェックができるように改訂しました。
- 「いじめ重大事態の対応フロー」について、国への報告様式の変更に伴い、一部改訂しました。



改訂した品川区いじめ防止対策推進基本方針を基に、各区立学校において「学校いじめ防止基本方針」を改訂し、令和7年4月以降に保護者会や学校ホームページ等で周知します。

改訂した品川区いじめ防止対策推進基本方針の全文は以下のURLおよび右の二次元コードからご覧になれます。

<https://shinagawa-kiduki.jp/countermeasure/2023122200033/>



品川区における「いじめ予防プログラム」について

品川区では、「品川区いじめ防止対策推進基本方針」（以下、「基本方針」という）に基づき、区教育委員会において、令和6年度より、授業、研修、調査の3本柱で「いじめ予防プログラム」を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に力を入れています。また、区長部局においては、令和6年1月に「いじめ相談対策室」を設置し、学校外からのアプローチによるいじめの即時停止を目指すとともに、いじめを起こさない地域づくりや被害者等支援にも取り組んでいます。

柱1「授業」—要となる未然防止教育—

「いじめの定義」の理解から、いじめを深刻化させるキーワードについて学び、いじめが起きにくい集団の在り方について、具体的な事例を基に児童・生徒が自分事として、年3回、学習しています。

年3回の学習をとおして、児童・生徒が「いじめはどんな理由があっても許されない」という意識とともに、いじめが起きにくい学校風土の醸成を目指していきます。

令和7年度からは、カードゲームを活用し、いじめ防止のため正しい行動やいじめが起きにくい学校風土について、児童・生徒が対話しながら主体的に学習に取り組んでいきます。

いじめの定義の4つの要件を理解し、学校だけではなく、家庭や地域でも児童・生徒にいじめをさせないことは法が示す大人の責務です。また、大人がよいモデルを示していくことも大切です。

【いじめの定義の4つの要件】

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童等であること。
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

柱2「研修」—対応力と組織力の向上—

4月当初に区の「基本方針」について共通理解を深め、新年度のいじめ防止に向けた全教職員の共通理解を図るための研修をはじめ、早期対応ができる対応力と組織力の向上を目指す研修を3段階で実施しています。

- ① 全教職員向けのオンライン研修
- ② リーダー教員研修（事例検討）
- ③ 専門家教員研修（事例検討）

いつでも視聴できる1本5~20分の研修動画も配信し、校内研修等に活用しています。

柱3「調査」—児童・生徒の声を聴く—

いじめが起きにくい学校風土の醸成や早期発見の取組として、文部科学省でも紹介している1人1台端末（iPad）を活用した心の健康観察アプリ等を導入しています。

- ・毎日の心の健康観察調査「デイケン」
- ・毎月のいじめ実態調査「いじめDアンケート」
- ・年数回のメンタルヘルス調査「NiCoLi」
- ・年2回の「学校風土調査」

「デイケン」や「NiCoLi」の回答から心身の不調を見取るとともに、毎月の「いじめDアンケート」では被害申告等からいじめの認知と対応を進めています。

いじめが起きにくい社会にしていくためには、「思いやりのある行動」が大切です。子どもたちは、身近な大人を手本として学び、成長していきます。まず、私たち大人が、「相手に共感すること」や「問題が起きたときに、相手の気持ちを考えた解決方法を選ぶこと」を行動し、よいモデルとなっていくことです。

また、子どもたちが「相手の気持ちを考えた行動」をとったときは、ぜひほめるようにしましょう。そのことが、とても価値ある行動であることを伝えていきましょう。特に、子どもたちが友達と喧嘩したとき、困ったときは、暴力や悪口で解決するのではなく、相手の気持ちを考えて解決をしていくことはとてもよいことです。

学校は、子どもたちが様々な経験やときには失敗を通して、社会で生きる上で大切な人と人とのコミュニケーションを学んでいきます。学校においても、いじめが起きにくい学校を目指し、「思いやりのある行動」、「相手の気持ちを考えた行動」を大切に、先生も身近なよいモデルとして研さんと修養に励み、子どもたち一人一人の前向きな行動を認め、励まし、支援していきます。

【問い合わせ先】

品川区教育委員会事務局教育総合支援センターいじめ対策担当 TEL：03-3490-2008